

平成 25 年 6 月 25 日

# 株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号  
株式会社みずほフィナンシャルグループ  
取締役社長 佐藤 康博

## 第 11 期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第 11 期定時株主総会におきまして、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

### 記

**報告事項** 第 11 期 [平成 24 年 4 月 1 日から  
平成 25 年 3 月 31 日まで] 事業報告、連結計算書類、計算書類  
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。

### 決議事項

〈会社提案（第 1 号議案から第 5 号議案まで）〉

**第 1 号議案** 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

当期末における普通株式の配当金につきましては、1 株当たり 3 円  
(中間配当金を含め、年間の配当金は 1 株当たり 6 円) となりました。

また、当期末における各種優先株式の配当金につきましては、それぞれ  
所定の配当金となりました。

**第 2 号議案** 第十三回第十三種優先株式の取得の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

当社定款第 19 条及び第十三回第十三種優先株式発行要項第 14 項の規定に  
基づき、当社発行の第十三回第十三種優先株式の全部 (36,690,000 株) を  
平成 25 年 7 月 11 日付にて取得することといたしました。

**第 3 号議案** 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

定款変更の内容は、後記のとおりであります。

**第 4 号議案** 取締役 9 名選任の件

本件は、佐藤 康博、野見山 昭彦、大橋 光夫、安樂 兼光の 4 氏が再選され  
重任し、辻田 泰徳、岡部 俊胤、林 信秀、神吉 正、小池 正兼の 5 氏が新た  
に選任され就任いたしました。

なお、野見山 昭彦、大橋 光夫、安樂 兼光の 3 氏は、会社法第 2 条第 15  
号に定める社外取締役であります。

**第 5 号議案** 監査役 1 名選任の件

本件は、船木 信克氏が新たに選任され就任いたしました。

〈株主提案（第6号議案から第14号議案まで）〉

- 第6号議案 定款一部変更の件  
本件は、否決されました。
- 第7号議案 定款一部変更の件（鉄道事業者への電車内防犯カメラ設置の提案融資）  
本件は、否決されました。
- 第8号議案 定款一部変更の件（政策保有株式の議決権行使）  
本件は、否決されました。
- 第9号議案 定款一部変更の件（役員研修の方針と実績の開示について）  
本件は、否決されました。
- 第10号議案 定款一部変更の件（内部留保についての株主総会決議）  
本件は、否決されました。
- 第11号議案 定款一部変更の件（投資先または融資先企業での株主総会決議取消訴訟等の開示要請）  
本件は、否決されました。
- 第12号議案 定款一部変更の件（役員報酬の個別開示）  
本件は、否決されました。
- 第13号議案 定款の一部変更の件（IPO時の評価書開示）  
本件は、否決されました。
- 第14号議案 定款一部変更の件（投資家セミナーの開催）  
本件は、否決されました。

なお、第3号議案につきましては、普通株式にかかる種類株主総会を兼ねております。

以上

## 定款変更内容

（下線は変更部分を示す）

変更前定款	変更後定款
<p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>52,369,512,000株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。</p>	<p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>52,251,442,000株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第一回から第四回までの第十四種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株、第一回から第四回までの第十五種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株、第一回から第四回までの第十六種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて1,500,000,000株を、それぞれ超えないものとする。</p>
<p>普通株式 48,000,000,000株</p>	<p>普通株式 48,000,000,000株</p>
<p>第十一種の優先株式 <u>1,369,512,000株</u></p>	<p>第十一種の優先株式 914,752,000株</p>
<p>第十二種の優先株式 <u>1,500,000,000株</u></p>	<p>第十三種の優先株式 36,690,000株</p>
<p>第十三種の優先株式 <u>1,500,000,000株</u></p>	<p>第一回第十四種の優先株式 900,000,000株</p>
	<p>第二回第十四種の優先株式 900,000,000株</p>
	<p>第三回第十四種の優先株式 900,000,000株</p>
	<p>第四回第十四種の優先株式 900,000,000株</p>
	<p>第一回第十五種の優先株式 900,000,000株</p>
	<p>第二回第十五種の優先株式 900,000,000株</p>
	<p>第三回第十五種の優先株式 900,000,000株</p>
	<p>第四回第十五種の優先株式 900,000,000株</p>
	<p>第一回第十六種の優先株式 1,500,000,000株</p>
	<p>第二回第十六種の優先株式 1,500,000,000株</p>
	<p>第三回第十六種の優先株式 1,500,000,000株</p>
	<p>第四回第十六種の優先株式 1,500,000,000株</p>

変更前定款	変更後定款
<p><b>第14条</b> 当会社は、第52条に定める剰余金の配当については、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第15条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>	<p><b>第14条</b> 当会社は、第52条に定める剰余金の配当については、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第15条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>
<p>第十一種の優先株式 1株につき年50円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p>	<p>第十一種の優先株式 1株につき年50円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p>
<p>第十二種の優先株式 1株につき年50円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p>	<p>第十三種の優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p>
<p>第十三種の優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p>	<p>第一回から第四回までの第十四種の優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p>
<p>第十三種の優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p>	<p>第一回から第四回までの第十五種の優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p>
<p>第十三種の優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p>	<p>第一回から第四回までの第十六種の優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p>
<p><b>第16条</b> 当会社は、残余財産の分配については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。 第十一種から第十三種までの優先株式 1株につき1,000円</p>	<p><b>第16条</b> 当会社は、残余財産の分配については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。 第十一種から第四回第十六種までの優先株式 1株につき1,000円</p>
<p><b>第19条</b> 当会社は、第十二種および第十三種の優先株式については、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める時期以降、株主総会の決議で別に定める日に、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める取得価額で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。 (新設)</p>	<p><b>第19条</b> 当会社は、第十三種の優先株式については、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める時期以降、株主総会の決議で別に定める日に、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める取得価額で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。</p>
<p>② 前項に基づき、いずれかの種類の優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。</p>	<p>② 当会社は、第一回第十五種から第四回第十六種までの優先株式については、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める時期以降、取締役会の決議で別に定める日に、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める取得価額で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。</p>
<p>② 前項に基づき、いずれかの種類の優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。</p>	<p>③ 前二項に基づき、いずれかの種類の優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。</p>
<p><b>第20条</b> 第十一種および第十二種の優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という。）中、当会社に対して当該優先株主の有する優先株式の取得を請求することができる。当会社は、当該優先株式を取得することと引換えに当該優先株主に対して当会社の普通株式を交付することとし、当該優先株式1株の取得請求により交付する普通株式の数等の取得の条件は、当該取締役会決議で定める。</p>	<p><b>第20条</b> 第十一種、第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という。）中、当会社に対して当該優先株主の有する優先株式の取得を請求することができる。当会社は、当該優先株式を取得することと引換えに当該優先株主に対して当会社の普通株式を交付することとし、当該優先株式1株の取得請求により交付する普通株式の数等の取得の条件は、当該取締役会決議で定める。</p>
<p><b>第21条</b> 当会社は、取得請求期間中に取得請求のなかった第十一種および第十二種の優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに当該優先株式の優先株主に対して当会社の普通株式を交付する。この場合、当該優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、当該優先株式1株の払込金相当額（ただし、第十一回第十一種優先株式については、1,000円とする。以下同じ。）を当会社の普通株式の時価で除して得られる数とする。ただし、普通株式の時価は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普</p>	<p><b>第21条</b> 当会社は、取得請求期間中に取得請求のなかった第十一種、第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに当該優先株式の優先株主に対して当会社の普通株式を交付する。この場合、当該優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、当該優先株式1株の払込金相当額（ただし、第十一回第十一種優先株式については、1,000円とする。以下同じ。）を当会社の普通株式の時価で除して得られる数とする。ただし、普通株式の時価は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる</p>

変更前定款	変更後定款
<p>通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は一銭の位まで算出し、その一銭の位を四捨五入する。</p>	<p>30 取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は一銭の位まで算出し、その一銭の位を四捨五入する。</p>
<p>② 前項の普通株式の数は、第十一種および第十二種の優先株式1株の払込金相当額を発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額で除して得られる株式の数を上限とする。</p>	<p>② 前項の普通株式の数は、第十一種、第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株式1株の払込金相当額を発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額で除して得られる株式の数を上限とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>③ 当会社は、第一回第十四種および第二回第十四種、第一回第十五種および第二回第十五種ならびに第一回第十六種および第二回第十六種の優先株式については、元本の削減もしくは普通株式への転換または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ当会社が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときとして、発行に際して取締役会の決議で定める一定の事由が生じたときは、当該取締役会決議で定める当該事由が生じた後の当該優先株式の発行後に取締役会の決議で別に定める日、または当該一定の事由が生じた後の一定の日であって当会社に適用のある自己資本比率規制等を勘案して発行に際して取締役会の決議で定める日に、無償で、当該優先株式の全部を取得する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>④ 当会社は、第三回第十四種および第四回第十四種、第三回第十五種および第四回第十五種ならびに第三回第十六種および第四回第十六種の優先株式については、元本の削減もしくは普通株式への転換または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ当会社が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときとして、発行に際して取締役会の決議で定める一定の事由が生じたときは、当該取締役会決議で定める当該事由が生じた後の当該優先株式の発行後に取締役会の決議で別に定める日、または当該一定の事由が生じた後の一定の日であって当会社に適用のある自己資本比率規制等を勘案して発行に際して取締役会の決議で定める日に、当該優先株式の全部を取得し、これと引換えに当該優先株式の優先株主に対して当会社の普通株式を交付する。この場合、当該優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数等の取得の条件は、普通株式の市場実勢および当該優先株式の払込金額等を勘案して、当該取締役会決議で定める。</p>
<p>③ 前二項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。</p>	<p>⑤ 第一項、第二項および第四項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。</p>

以上

## 配当金のお支払いについて

配当金につきましては、次のいずれかの方法によりお支払い申しあげます。

○配当金領収証によりお受け取りの方

同封の「配当金領収証」記載のお支払い方法をご高覧のうえ、最寄りのゆうちょ銀行または郵便局等の窓口にてお受け取りください。

※次回より口座振込をご希望の場合は、お取引の証券会社にてお手続きください。

○口座振込をご指定の方

同封の配当金関係書類をご確認ください。